

会議録	
会議の名称	清須市緑の基本計画 第4回策定委員会
開催日時	平成23年2月21日(月) 午後3時00分から
開催場所	清須市役所西枇杷島庁舎 2階 第1会議室
議題	1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 清須市における緑の動向等について 4 閉会
会議資料	会議次第 資料1 パブリックコメント実施結果 資料2 主要施策等 資料3 清須市における緑の動向等について
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	建部委員、河邑委員、山ノ内委員、辻委員、小川(禎)委員、小川(興)委員、星野委員、近藤委員、高木課長補佐(小林委員代理)、浅井課長補佐(水野委員代理)
欠席委員	なし
出席者(市)	荒木部長
事務局	(建設部都市計画課) 佐藤課長、石田課長補佐、前田係長 (策定業務受託者) 太栄コンサルタンツ株式会社 尾上、藤根
1 開会 ●佐藤課長 皆様、こんにちは。 本日は、ご多忙のところ第4回清須市緑の基本計画策定委員会にご出席いただき、ありがとうございます。わたくし本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、委員の皆様の出席状況について、ご報告させていただきます。 本日は、委員の皆様全員出席ですので、本委員会は、清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 また、本日は 愛知県公園緑地課長の小林委員の代理として課長補佐の高木様に、愛知県尾張建設	

事務所都市施設整備課長の水野委員の代理として課長補佐の浅井様にそれぞれご出席いただいております。

さて、先回同様、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱では、附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっています。本日の委員会については、非公開の対象となる個人情報などもなく、非公開とされる事項の審議はございません。従いまして、本委員会及び会議録は公開とさせていただきますのでよろしく願います。なお、本日は、傍聴者が見えておりますのでよろしく願います。傍聴の方にお願いたします。本委員会の開会に先立ち、携帯電話の電源をお切りください。また録画や録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為は慎んでいただき、最後まで静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今より第4回録の基本計画策定委員会を開会いたします。開会にあたりまして、荒木建設部長からご挨拶申し上げます。

2 建設部長あいさつ

●荒木部長

清須市建設部長の荒木でございます。本日、市長におかれましては他に公務があるため、出席することができませんので、市長に代わりまして私よりご挨拶を申し上げます。

日頃は、清須市の建設行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、この策定委員会も4回目を迎えますが、いよいよ本日の策定委員会をもって終了となります。この間、皆様方には、本委員会を通じて大変貴重なご意見を賜り、また計画の取りまとめにご尽力を賜り、本当に心よりお礼申し上げます。

本日の策定委員会ですが、はじめに昨年12月27日より今年1月31日にかけて実施しました録の基本計画におけるパブリックコメントの実施結果についてご報告させていただきます。その後、録に関し本市が取組んでいる事業、あるいは今後取組んでいく事業、また取組んでいる事例のご紹介など、清須市における録の動向等について、事務局よりご説明をさせていただきます。

最後になりますが、本市では今後、録の基本計画の実現にむけて、様々なかたちで録に関する取組みを進めてまいります。当然のことながら市民の皆様をはじめ関係者の皆様のご協力が必要となります。皆様方におかれましては、計画を策定いただきましたお立場から、今後も計画の推進に向けて、お力沿いを賜りますようお願いしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

●佐藤課長

続きまして、皆様のお手元の資料の確認をさせていただきます。まず、一番上に本日の次第が置いてあります。続きまして「資料1パブリックコメント実施結果」、「資料2主要施策等」、及び「資料3清須市における録の動向等について」の順に置いてあります。資料3は3枚となっております。皆様ご確認はよろしいでしょうか。それでは、審議に入らせていただきますが、ここから先の議事進行については、河邑委員長をお願いいたします。

3 議事

【パブリックコメント実施結果について】

●河邑委員長

委員長の河邑です。

あらためまして、本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。先ほどの荒木部長のあいさつにもございましたが、本日は最後の委員会となります。本日の議事が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速ですが、審議に入らせていただきます。本日は議題が2つございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、1つ目の議題であります「パブリックコメント実施結果について」事務局より説明をお願いします。

●石田課長補佐

都市計画課 課長補佐の石田でございます。本日は、お忙しい中策定委員会にご出席いただき、ありがとうございました。

早速ですが、議題1の「パブリックコメント実施結果」についてご説明させていただきます。着席して、ご説明させていただきます。

清須市では、市民への説明責任を果たすと共に、市民の市政への積極的な参加を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進を目的にパブリックコメントを実施しています。

パブリックコメントは、清須市パブリックコメント手続条例に基づき実施するもので市の基本的政策を定める計画の策定など、策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等を原則30日以上期間、広く市民の皆さんに公表し、ご意見を求めるものです。

市民の皆さんからご意見が提出された場合は、意見の概要と意見に対する市の考え方を公表するもので、計画に反映すべきご意見があれば、きちんと計画に反映するもので、これら一連の手続きが本市のパブリックコメントの手続となります。

以上は、先回の策定委員会でもご説明させていただいたとおりです。

この手続きに基づき、今回清須市緑の基本計画（案）におけるパブリックコメントを実施しましたので、ご報告申し上げます。

委員の皆様、資料1パブリックコメント実施結果をご覧ください。

はじめに、実施期間ですが、昨年12月27日（月）から今年1月31日（月）まで実施しました。ご意見の提出状況については2通あり、提出方法については都市計画課への窓口提出が1通、電子メールが1通となっています。地区別では、2通とも清洲地区の方からご提出をいただいております。

次に意見総数については10件あり、ご意見の内訳についてはご覧のとおりです。

ご意見の中には、緑の基本計画(案)に対し、直接的に関係のないと思われるご意見も見受けられましたが、パブリックコメントでは提出いただいたすべてのご意見に対し、すべてお答えする必要があります。当局としても大変貴重なご意見だと思っておりますので、真摯に対応させていただきます。

今回、ご提出いただきましたご意見については、結果として計画(案)に反映させるまでのご意見はありませんでしたので、まずはご報告申し上げます。

また、パブリックコメントのご意見に対する回答については、あくまでも市の考え方となります。

本日の策定委員会でご報告させていただきます意味合いについては、計画(案)を策定していただきました策定委員会の皆様に、パブリックコメントの中身をきちんとご報告させていただいた後、市ホームページに掲載し、公開させていただくことが本意との考えによるものです。

従って、パブリックコメントのご意見とご回答については、この策定委員会終了後、速やかに公開いたします。

それでは、順にご意見を見ていきたいと思えます。

最初のご意見です。

「清須市緑の基本計画(案)では、住宅や企業などの緑化を促すため、公共施設の緑化を率先して進める必要があること、また、地球温暖化防止実行計画(平成20年3月策定)にも公共施設の管理部署の取組みとして、緑化を推進し、適正な維持管理を行うことが定められています。これらを踏まえ、公共施設に緑化等の模範展示施設(壁面緑化・屋上緑化)を設けることを提案します。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「公共施設の緑化は、本市における緑化率の向上、民間施設への緑化誘導等を図るうえで大きな意味があると考えています。公共施設における緑化では、まず敷地内での花植えをより活発化するとともに、ニガウリ等による緑のカーテンを進め、環境にやさしい施設づくりに取組みます。また、施設の改修、修繕時などを捉えて、太陽光などクリーンエネルギーの導入や壁面緑化・屋上緑化などに努めてまいります。また、こうした公共施設における緑化の取組みについては、市のホームページ等を利用して、情報提供に努めてまいりたいと考えています。」とさせていただきます。

この回答については、本計画(案)の施策8公共施設の緑化に基づくものです。

民間施設の緑化を促すため公共施設が率先して緑化に取り組むこと、また、公共施設の緑化については、出来る部分から迅速に取り組む必要があるため、まずは敷地内の花植えや緑のカーテンなどに取組みむこと、その後、施設の改修等の機会を見つけて、更に緑化を推進するための方策を考え、実施してまいりたいとの考えでございます。

また、緑化模範展示施設については公共施設における緑化の周知・啓発を図る場と言う主旨のご意見と思われま。行政の役割に緑化意識の向上を図るための積極的な情報提供があり、市民や事業者の皆様への情報提供はとても大切だと実感しております。本市としてはまずは、市ホームページを上手く活用して情報提供に努めてまいりたいとの考えでございます。

次のご意見です。

「民間施設における緑化の優良事例を公募し、表彰・写真展示・助成事業を行うとともに、これらを実施するのに必要な資料・資材を収集展示する資料室を設置することを提案します。」というご意見でございます。

これに対して、本市の回答は、「市の緑化推進において、住宅や企業の事業所や工場など民間施設の緑化は大きな役割を果たします。民間施設の緑化を推進するにあたり大切なことは、まず民間施設の一つひとつが町並みを形成していること、そしてその一つひとつが緑化を行うことで美しい町並みとなり、地域環境の向上につながることをご理解いただく必要があると考えています。そのためには、市民や事業者の皆さんに対して、緑における意識や緑化推進における機運を高めていくことが大切であり、緑化における優良事例の表彰・写真展示等の機会を通して、緑化の取組みを広く紹介することは、その手法の一つと考えられます。今後、手法についてはよく検討してまいりま

すが、何れにしてもこうした民間施設における緑化の取組みについては、市のホームページ等を利用して、情報提供に努めてまいりたいと考えています。」とさせていただきます。

この回答については、本計画(案)の主に施策18民間活力を利用した緑化の推進に基づくものです。

緑化の推進にあたり、一番大切なまずは、市民の皆様が緑化に対し、ご理解いただくことです。

緑化における優良事例の表彰等はそのひとつのきっかけづくりになるかもしれませんが、もう少し市内の緑化が進んだ段階で検討することが最適ではないかと思っています。

まずは、緑化に対する機運をより盛り上げていくため、先ほどのご意見の回答でもありましたように、まずは民間施設における緑化の取組みについては、市のホームページ等を利用して情報提供に努めてまいりたいとの考えでございます。

次のご意見です。

「近年、学校の校庭の芝生化が増えており、文部科学省としても整備推進を図っています。中でも同省の「地球環境問題に関する行動計画」では、エコスクール整備とともに屋外運動場の緑化を進め、これらの施設を生きた環境教育の教材として活用していくことが定められており、芝生化への補助もあるようですが、清須市もこれに参加し、緑の基本計画に学校校庭の芝生化を組込むことを提案します。また、ビオトープも同様に検討すべきであると考えます。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「学校などの緑化は単に緑を増やすだけのものではなく、教育や環境に緑を役立てる視点での緑化が必要になります。その中で、校庭の芝生化が一つの手法として考えられています。芝生化にすることにより、ヒートアイランドの抑制、環境教育の効果促進、砂の飛来の減少などのメリットが考えられる一方、維持管理費の増大、維持管理における学校への負担増、芝生整備や維持管理時における校庭の閉鎖、その他、スポーツの種目により面が取りにくいことや芝生そのものが邪魔となり、運動場としての使い勝手が制約されるなどのデメリットもあります。このため、これらメリット、デメリットをよく見極めて対応していく必要があります。現時点においては校庭の芝生化の考えはありません。しかしながら、保育園の園庭や都市公園においては、裸足で遊べる環境づくりをめざし、芝生化を検討してまいります。また、ビオトープについては、市内小学校においてすでに整備しているところもあり、今後も自然観察の場をつくり環境教育を進めていくため学校でのビオトープ化を検討してまいります。」とさせていただきます。

この回答については、本計画(案)の施策8公共施設の緑化に基づくものです。

学校では教育上の観点による緑化を考える必要があり、その一つに校庭の芝生化、ビオトープ整備があります。

校庭の芝生化についてはメリット、デメリットを比較し、十分に熟慮した結果の結論と担当課より聞いております。

また、学校の校庭に比べ比較的芝生化に取組みやすいと思われる保育園については、今後芝生化を検討するとともに、環境教育を進めていくため、学校についてはビオトープ化について検討していきたいという考えでございます。

次のご意見です。

「美濃街道の電線を地中化して、電柱があったスペースを利用して、緑化を増やすことができると思います。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「美濃街道での電線地中化は街道の景観形成を図るうえで大きな

課題と言えます。地中化では、まず幅員が狭く、様々な埋設物がある美濃街道での地中化が本当に可能であるか、あるいは工事中における通行止の影響など技術面をよく考慮する必要があります。また、多額な費用をどのように捻出し、それだけに見合う投資効果があるのか、更に、美濃街道の景観形成の必要性について沿道の皆さんをはじめ、市民の皆さんの理解の度合い、またどのくらいの機運の高まりがあるかも大切な要素と言えます。これらを踏まえ、まずは美濃街道の迂回路として期待される都市計画道路の整備を進め、美濃街道における通過交通を減らし、その間、美濃街道の景観形成の必要性について、市民の皆さんの機運を高めていくと同時に、地中化における様々な課題を整理しておくことが必要と考えています。美濃街道の緑化については、沿道の空地・空家のスペースを活用して、ポケットパークや植樹スペースとしての利用を検討するとともに、沿道の皆さんの協力のもと、美濃街道から見える部分の緑化に努めてまいりたいと考えています。」とさせていただきます。

この回答については、本計画(案)の施策1 歴史遺産の緑地の保全及び緑化重点エリアの美濃街道沿道の考え方に基づくものです。

電線地中化には多額な費用を要し、またそれに似合う効果が必要になります。また、技術的な面を十分に調査する必要があります。そして何より大切なのは、美濃街道の景観形成の必要性について沿道をはじめ地域の皆さんの気運の盛り上がりが一番大切なことと考えています。まずは、沿道の空地・空家のスペースを活用した植樹等を検討し、緑化に努めていきたいとの考えでございます。

次のご意見です。

「五条川堤防の一面に花手毬を咲かせ、川の中では、カヌーで遊び魚釣りも出来るような川になってほしいと思います。」と言うご意見です。

これに対して、本市の回答は、「市内を流れる河川は、市民の皆さんの憩いの場として、また市の貴重な緑地として大きな役割を果たしています。殊に五条川では、五条川ふるさとの川整備計画に基づき、親水性を考慮した整備等により、市民の皆さんがより水辺に近づくことができ、川に親しみが持てる水辺空間をめざしていきます。」とさせていただきます。

五条川をはじめ、本市には庄内川、新川と言う大きな河川があり、本市の魅力の一つとなっています。このため、本市では河川との共存を図るため、河川の利活用を考え取組んでいく必要があります。本計画(案)においても河川の実施は、施策2 自然環境の保全、施策5 水辺空間の整備、施策11 水辺の散策路整備及び緑化重点エリアと数多く掲げており、そこには、河川を活かしたまちづくりの必要性や河川に対する本市の想いを込めさせていただきます。

特に、五条川については、旧清洲町にて策定した「五条川ふるさとの川整備計画」があり、この計画に基づき、更に川と親しみが持てる水辺空間をめざす中で、ご意見に対して今後答えていきたいと考えております。

次のご意見です。

「清洲城周辺の景観について、周辺の建物等が清洲城に調和するようにはしてほしいと思います。」と言うご意見です。

これに対して、本市の回答は、「清洲城周辺の景観の保全、歴史を感じさせる景観風景の形成には、周辺建物の所有者等の景観に対する理解・協力が必要となります。緑化推進保全に向けた取り組みの枠を越え、別途検討計画が必要であると考えています。そうした検討への貴重なご意見の一つとして伺っておきます。」とさせていただきます。

清洲城周辺の景観については、緑化重点エリアにも掲げていますが、清洲城周辺施設に隣接する地域の景観の維持向上に向けての指導に努めてまいります。まずは周辺建物の所有者等の景観に対する理解が不可欠であるため、ご理解いただくような取組みを検討していく必要があると考えています。

そんな中、昨年には鉄道会社の協力により、清洲城の大手橋から見える鉄橋の塗装を行うことができ、少なからず景観の向上に寄与できたものと考えています。

今後については、緑化の保全を含む清洲城周辺地区のあり方を検討し、どのような地区にするのか、そして具体的にどのように進めていくかを考えていく必要があると思っております。

次のご意見です。

「清洲城周辺の環境について、JR東海道線の鉄橋下の音が大きく、清洲城を訪れる観光客のイメージを損ねているため、改善が必要と思います。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「JR東海道線の鉄橋下の音については、構造的な理由が一番大きな要素であることから、橋を架替えるなど橋梁自体の改築を施す以外、抜本的な解決にはならないと考えています。騒音公害解消の視点から貴重なご意見として伺っておきます。」とさせていただきます。

ご意見について、清洲城へお越しいただいた観光客の皆様が感じていらっしゃるのだと思います。しかしながら、橋梁の音についての改善策は、現在の橋梁の構造から見ても抜本的に改善することは大変困難と思われます。余談ですが、清須越四百年事業に続き、清洲城では3月にドラマ館「江と三英傑絆のやかた」の開設も控え、ますます多くの観光客が清洲城を訪れることが予想されることもあり、この音の問題については、関係各課とともに対策を研究する必要があるのかもわかりませんが、まずは、機会があるごとに鉄道会社に声を発することが必要だと思っております。

次のご意見です。

「清洲城のすぐそばには鉄道が通っており、新幹線・電車・貨物などを見ることができ、子ども連れが多い清洲城への観光客に喜ばれているようです。これをPRすれば更に観光客が増えて、喜んでもらえるのではないのでしょうか。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「清洲城を訪れる子ども連れの観光客の中で鉄道を見ることができ、喜んでいただければ、それも清洲城の魅力の一つだと思っております。今後も観光客の増加に向けて、様々なことを検討し取組んでまいります。貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。」とさせていただきます。

鉄道を見るために清洲城にお越しいただく皆様も、中にはお見えになるかもしれません。現在、清洲城や清洲ふるさとのやかた内には、観光客への帰りの列車の時刻がわかるよう時刻表を設置しておりますが、鉄道を見にくられた方にもぜひご利用いただければと思っております。普段、あまり気づかない部分なので、大変貴重なご意見だと思っております。

次のご意見です。

「事業者の役割で、壁面等の緑化と適正な維持管理、景観づくりに配慮していただくこと、企業敷地内にある緑地空間の開放が掲載され、その内容が気に入っていますが、事業者側も理解されていますか。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「緑化を推進するためには、市民、事業者の皆さん、そして行政がそれぞれの役割に応じて進めていく必要があります。事業者の皆さんにもご理解・ご協力をいた

だかなければ緑化を推進することはできません。緑の基本計画の策定においては、パブリックコメントを通じて、全市的にご意見を賜る機会を持たせていただきました。計画策定後も計画の内容について引き続き周知してまいります。特に事業者の皆さんには機会を見つけ、周知徹底を図り、一層のご理解、ご協力を求めています。市では今後、事業者の緑化を推進するにあたり、民間緑化の推進に関する支援策を検討するとともに、本市宅地開発等に関する指導要綱等に基づき取組んでまいりたいと考えています。」とさせていただきました。

ご意見については、事業者の役割に掲げられているとおりです。

市民、事業者、行政がそれぞれの役割に基づき、緑化を進めていくことが大切であることは言うまでもありませんが、その前提は、緑化の必要性やこの計画の中身を理解していただくことからだと思っています。

事業者の方にもご理解を図っていく必要がありますが、まずはパブリックコメントにより本計画(案)を公表し、ご意見を求めさせていただきました。緑の基本計画については、今後も幅広く皆様に見ていただけるよう市のホームページに掲載いたしますが、事業者の方には、別途、機会を見つけ一層の周知徹底を図っていく必要を感じております。あわせて、民間緑化を推進するための支援策など、市民や事業者が緑化に取り組みやすい環境整備の検討に努めてまいります。

次のご意見です。

「以前、汚かった新川の水質が少しずつ改善され、多少は綺麗になったと感じています。清須市では現在下水道の工事が進められ、供用開始されれば、また新川の水質が良くなるものと思っています。例えば、出来つつある浄化センターなど、もっと下水道についてPRすることが大切だと思います。」というご意見です。

これに対して、本市の回答は、「下水道は、ご意見をいただいたように家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化したのち、放流するため河川の水質保全が図れるなど様々なメリットがあります。このため、現在市では、下水道の整備を進めておりますが、整備が進むと新川の水質向上にも寄与するものと考えています。今後も下水道に関してよりご理解いただけるよう、広報やホームページを活用し、PRに努めてまいりたいと考えています。」とさせていただきました。

下水道の推進に向けて、大変ありがたいご意見を賜りました。

ご意見について担当課に伝えましたところ、今後ともPRに努めていきたいとのことでした。

なお、これら市の回答については、本課にて案を作成し、関係各課に意見を伺った後、あらためて修正等を加えて作成しております。

なお、冒頭で申しましたとおり、パブリックコメントによる計画(案)の修正はありませんでしたので、計画の中身については、先回の策定委員会でご承認いただきました計画(案)と変更はございません。

本日は、あらためまして、資料2としまして計画における主要施策等を皆様方のお手元にご配布させていただきました。

以上で、議題1パブリックコメント実施結果についてご説明を終わらせていただきます。

●河邑委員長

只今、「パブリックコメント実施結果について」の説明をしていただきましたが、これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

●小川（禎）委員

一つ確認させていただきたいのですが、ご意見の3番目であります校庭の芝生化のところ、市の回答は、保育園は芝生化を検討すると書いてありますが幼稚園については記述がないので、この点についてのお考えをお聞かせください。

●石田課長補佐

幼稚園については、とても難しい状況と聞いております。また、都市公園については平成23年度において、1箇所モデル的に進めていきたいという考えを持っています。

●小川（禎）委員

幼稚園については完全に断られたわけでもないということのようですね。建部委員さんも見えますが、幼稚園・保育園については子育て支援の方でかなり関心が高いので、そういう意味からお尋ねしました。

●河邑委員長

他にありますでしょうか。パブリックコメントでいただいたご意見については、主要施策の中で記述してあるという考えでよろしいですか。只今のご説明で、文章になくて口頭で説明された部分は回答に記載されますか。

●石田課長補佐

回答につきましては、皆様方にご配布させていただきました資料を公開する予定です。口頭での説明部分は、なぜそのようなご回答をするのかを委員の皆様にご理解いただきたいという思いで加えさせていただきました。

ご意見をいただいた皆様には、別途私のほうからメール等でご説明を加えさせていただきたいと考えております。

●河邑委員長

よろしいでしょうか。ご質問もないようですので、パブリックコメントに対する回答をご確認いただけたものとさせていただきます。

これで緑の基本計画についての協議が終了したことになりますが、事務局から発言はありますか。

●石田課長補佐

前回の策定委員会で「清須市緑の基本計画(案)」を作成していただきまして、市民の皆様のご意見も伺った結果、計画(案)を修正することが特にありませんでした。従って、今回「案」が取れまして、「清須市緑の基本計画」が策定できたということになります。

●河邑委員長

只今、事務局からも説明がありましたが、これで「清須市緑の基本計画」が策定されました。委

員の皆様には貴重なご意見をたくさん賜りまして、おかげさまで充実した内容の計画が策定できました。どうもありがとうございました。

本日は少し、議題2も用意してあるということですので、事務局から説明していただきます。

【清須市における緑の動向等について】

●石田課長補佐

清須市の緑の基本計画については、只今のパブリックコメント実施結果を持って策定作業はすべて終了いたしました。

ここから先は、清須市における緑の動向等について、緑に関して現在、本市関係各課で取組んでいる事業、あるいはこれから取組んでいく事業について、PRも兼ねまして主なものを簡単にご紹介させていただきます。お気軽にお聞きいただければけっこうです。

資料については、右肩に資料3 清須市における緑の動向等についての見出しのものになります。

資料3については、全部で3枚ございます。1枚目の資料についてご説明させていただきます。

資料左側に目をお移しいただきますと、1番目として緑の基本計画の策定状況についてです。

1回目の策定委員会でもお話させていただきましたが、この緑の基本計画は都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進の総合的計画として市町村が策定するものです。

策定にあたっては市の上位計画である総合計画や都市計画マスタープランに適合していなければならないことは言うまでもありません。

そして、公聴会の開催などにより、住民の意見の反映が義務づけとなっています。

本市では、本日の緑の基本計画策定委員会がそれにあたり、専門的な知識を有する皆様方からご意見を賜り進めさせていただきました。

また、市民ワークショップも2回開催し、緑に関係の深い、景観、環境、防災、レクリエーションの分野で活動される皆様にもお集まりいただきご意見を賜りました。

更に、会合ではありませんが、アンケートやパブリックコメントも実施して、出来るだけ多くの皆様からご意見をお聞かせいただく機会に努めてまいりました。

次に全国及び愛知県における策定状況ですが、平成20年度末で全国1778市町村のうち、643市町村で計画策定済となっています。特に50万人以上の都市の策定率100%、10万人以上の都市の策定率90%となっています。平成20年度末の愛知県の状況では、全60市町村のうち、54市町村が策定済となっています。

続きまして、2番目の愛知県の緑のまちづくりについてです。

本日も愛知県より関係課の皆様にお越しいただいており、補足がございましたら後程、お話いただきたいと思いますが、とりあえずは、私の方から簡単にあいち森と緑づくり事業についてご紹介させていただきます。

「あいち森と緑づくり事業」は、平成21年度より導入されました「あいち森と緑づくり税」の税収等を活用し、森林、里山林、都市の緑の適正な保全、整備を支援する事業です。

「あいち森と緑づくり事業」には、いろいろな事業がありますが、その中でも緑の基本計画の推進に向けて、特に関連する事業が都市緑化推進事業になります。

これは都市における植林地の保全・創出を図る事業、民有地の緑化、県民参加で実施する緑化活動、都市緑化の普及啓発活動などに要する経費を県が市町村に交付するものです。

財源であります税は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税により賄われ、個人は年間500円増、法人は5%増となっています。

県の年間の税収額は約22億円で、内訳は個人分として約18億円、法人分として約4億円と試算されています。ちなみに清須市全体で1年間に支払っている額の推計は、個人県民税で約16,000千円、法人県民税約5,000千円の試算となっています。

続きまして、3番目の清須市における緑のまちづくりとして、本市の緑に関する主な取組みなどについてご紹介させていただきます。

はじめに、都市計画課所管の公園の芝生化事業です。

清須市においても只今ご説明しました「あいち森と緑づくり事業」を有効に活用し、緑化を推進する必要があると考えています。本課としては、都市公園の緑化を推進する施策として「あいち森と緑づくり事業」のメニューのひとつであります「県民参加緑づくり事業」を活用し、平成23年度より公園の芝生化を継続的に進めてまいりたいと考えています。

また、今後は公園の芝生化以外にも「あいち森と緑づくり事業」を活用して保育園の芝生化、学校のビオトープ化、民有地の緑化推進を検討していきたいと考えています。

次も都市計画課所管となります公園施設の長寿命化計画についてです。

国の「都市公園安全・安心緊急対策総合支援事業」の創設に伴い、公園施設の改築更新に要する経費が国庫補助の対象に加えられました。

この国家補助を受けるには、公園緑地の計画的な維持管理と財源確保のための公園施設の長寿命化計画を策定する必要があります。

このため、本市では、平成23年度に、市内58箇所ある都市公園を対象に公園施設の長寿命化計画を策定して、本計画に基づき、国の財源を入れながら計画的な公園施設の改築更新を進めてまいりたいと考えています。

なお、県内の動向としましては、平成22年度にすでに計画を策定した市町村は8市町村、平成23年度は、本市を含め12市町村が策定を予定しています。

資料の右側に目をお移してください。

次も本課所管となります自治会における都市公園の維持管理についてです。

本市新川地区では、地域の実情に合わせた維持管理を進めることで、地域にとって使い勝手の良い公園緑地にしていくため、かねてより都市公園のある自治会にその維持管理を委託していましたが、合併後も継続して維持管理を委託しているところです。

次に生活環境課所管の緑のカーテンについてです。

はじめに緑のカーテンとは、ニガウリ、アサガオなどつる性の植物をネットなどに這わせ、窓から差し込む夏の強い日差しをさえぎって室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのことです。

このカーテンは、建物に直接日光が当たることを防ぎ、熱線といわれる赤外線を反射します。また、葉の気孔が水分を蒸散するのでカーテン内の気温の上昇を抑える効果があります。

本市では、清須市役所本庁舎、清洲庁舎、西枇杷島庁舎で緑のカーテンを実施しています。

「緑のカーテン」を作ることで、室内の温度が下がりエアコンの使用を控えたり、設定温度を高くすることができエネルギーの節約に役立っています。

昨年の夏には、「緑のカーテン」によりゴーヤの実が採れましたので、不定期ではありますが、朝採れたゴーヤを市民の皆様へお配りして、来庁された際にお持ち帰りいただきました。

次に、企画政策課所管の清須アダプトプログラムについてです。

はじめに、アダプトとは、英語で「養子縁組をする」という意味になります。

道路、公園などの公共空間を市民が里親となり、養子のように愛情を込めて面倒を見ることから命名されました。

一般的には、アダプトと言うと、市民の皆様が公共空間で花を育て、あるいはまちの清掃・美化などの活動を行うことです。

アダプトの効果としては、まちの美観、景観がよくなり、ゴミの少ないまちにつながることで、地域のイメージアップが図れること、市民相互、行政との交流が促進し、活力あるまちにつながることなどが考えられます。

清須アダプトプログラムは、5人以上のグループで、道路や公園などの公共空間に花を植え、育てる取り組みで、市からは花の苗や球根の支給や活動場所に看板を掲示させていただきます。

清須アダプトプログラムではこれまで、花の苗や球根の支給など市民活動に対する支援の他にも、市の花の啓発事業として市内小中学校、保育園、幼稚園にチューリップの球根を配布しています。

また、企業と連携した市民活動や情報誌「花咲きニュース」を発行し、市民グループの活動紹介や花の育て方など、花の知識に関する情報提供を行っております。

最近では、活動する市民グループ間の交流を促進するため、市民交流会「はな・はな・くらぶ」も開催しており、活動は年々活発化しています。活動グループの推移も年々増えており、平成20年度末は8団体でしたが、平成22年6月時点では16団体、289人となっております。

2枚目の資料をご覧ください。資料左側に目をお移してください。

続きまして、産業課所管の清須市農業体験塾についてです。

農業体験塾とは、市民の皆さんに農業を体験してもらい、食の大切さを学び、学んだ知識を子どもたちに伝える農業体験指導サポーターを育成し、地域づくりに活かしていくものです。

平成21年は19名の市民の皆様が参加し、畝の作り方、種の巻き方、収穫の仕方など、農業の基本から細かく学びました。サツマイモを栽培し、小学生の児童を招いてサツマイモ掘りを実施するなど、子どもたちとの触れ合いも重ねています。

次に、産業課(清須市観光協会)所管の清須市ガイドボランティアについてです。

本市緑の基本計画においても清洲城や美濃街道など、緑化重点エリアにおける緑化推進の施策で触れております。

清須市には他に誇れる歴史資源、観光資源が沢山あり、本市を訪れる観光客も年々多くなっております。特に昨年は、清須越四百年事業が実施され、多くの観光客が本市を訪れました。今年3月には大河ドラマ館も開館し、更に多くの観光客が本市を訪れることが予想されます。こうした観光客へのおもてなしを目的に本市では、市民ガイドボランティアを募集し、育成に努めてまいりました。

こうした経過を踏まえ、今では観光客などを相手に市の名所・旧跡などを案内する立派な市民ガイドボランティアとして活躍しておられます。

モデル的なガイドコースとして清洲城と美濃路コースがありますが、他にもガイドコースを策定しており、相談していただければいろいろなコースを考えていただけるそうです。

次に都市計画課所管の開発などへの緑化指導についてです。

建物の建築等においては様々な手続きがありますが、共同住宅等の計画戸数が10戸以上、店舗・事務所の床面積が500㎡以上のものなど一定規模以上の建築および開発行為に対して、市独自の「清須市宅地開発等に関する指導要綱」を設けて、緑化指導を行っております。

緑化の内容については、敷地面積(開発面積)に応じて、一定基準の植樹をお願いしております。

ちなみに平成21年度においてこの要綱に該当するものは実件数で17件ありました。22年度は現在まで実件数で29件となっています。

次に美濃街道の景観形成についてです。

緑の基本計画では、美濃街道沿道を緑化重点エリアに指定しています。

美濃街道には今もなお多くの歴史遺産が残り、市ではこうした歴史遺産を活かし、様々な取り組みを行っています。市民等の活動も盛んに行われ、多くの活動団体が独自に、また連携して様々な取り組みを行っています。こうした市や市民等の取り組みは、ひとつの自治体の枠から、広域的な枠への取り組みへと広がりを見せています。

美濃街道に建つ古い町家を改修し、交流施設として活用されているのが「一休庵」と「飴茶庵」です。「一休庵」は、お土産売場、ギャラリーとして、「飴茶庵」は駄菓屋として、子どもたちの人気を集めています。「一休庵」、「飴茶庵」とも建物の屋根には、尾張地方独特の文化である「屋根神様」が設置され、美濃街道の景観形成に寄与しています。

美濃街道には、200年以上の歴史を誇る山車からくりがあります。山車は祭礼前に組立てられ、祭礼後に解体して部材を倉庫に保管していましたが、最近では山車を管理する自治会の世帯の減少、高齢化など、山車を組立て、解体しないで済むよう、山車蔵を建設して、山車を組み上げたまま保管する自治会も見受けられます。

美濃街道には平成の山車蔵もあり、美濃街道の景観形成とともに伝統文化の継承に寄与しています。その他にも美濃街道には、問屋記念館をはじめ由緒ある神社仏閣、旧家など歴史ある建物が今も残り、街道の魅力を高めています。

資料右側に目をお移してください。

次に企画政策課、土木課所管の水辺の散策路整備についてです。

水辺の散策路は、清須市の資源である庄内川、新川、五条川を活かし、市民交流を促進して、市としての一体感を高めることを目的に、平成20年度より整備を進めています。合併後の市民の一体感をより高めていきたいという思いから整備がはじまりました。散策路の整備後は、散策路を活用して、春と秋に清須ウォークを開催しています。ウォークでは、市内外より毎回2,000人以上の方に参加していただいております。

新清洲駅、清洲城、星の宮駅、市役所、豊公橋、みずとびあ庄内、枇杷島駅に至る約1.5kmのコースで、既存の歩道を活用して、誘導看板、案内看板を設置しました。ちなみにコースの監修者は元オリンピック選手の勅使川原郁恵さんです。

平成21年度には、国のかわまちづくり支援制度に基づき、庄内川河川敷内に流域の交流と河川敷の利活用を促進するため、国により庄内川水辺の散策路が整備されました。散策路は、清須市のみずとびあ庄内から名古屋市西区の庄内緑地公園までの約2.5kmをかけて整備されました。

さて、水辺の散策路は平成22年度も整備を進めています。

新川左岸堤防では、土木課にて新川小橋(市役所前)から名古屋市境までの間において現在、散策路の整備が行われています。また、五条川右岸堤防の清洲ふるさとのやかたからはるひ夢の森公園

にかけては、企画政策課にて散策路の整備が進められています。

市では、今後も更に水辺空間を活かすため、河川の散策路整備に取り組んでまいります。

余談になりますが、4月2日(土)には、これら水辺の散策路を利用した春の清須ウオークが開催されます。皆様方におかれては、お時間がございましたら是非ご参加ください。

3枚目の資料をご覧ください。

資料左側に目をお移してください。

続きまして、都市計画課所管の庄内川を活かした地域づくりの事例としまして、清須かわまちづくり協議会の取組みをご紹介します。

はじめに、清須かわまちづくり協議会についてご説明させていただきます。

清須かわまちづくり協議会は、庄内川河川敷の利活用を進めるため、市、河川管理者、市民の皆様と一っしょに、賑わいのある河川空間の創出、良好な河川空間の保持を目的に、様々な活動を展開しています。協議会の具体的な活動についてご紹介させていただきます。

はじめに植生回復活動です。

この活動は、かつて庄内川に多く見られたカワラナデシコ、ノカラムツ、カワラムツバの植生回復を図るため、上流域に自生するカワラナデシコなどから種を採取し、市内の種苗業者で育てた苗を庄内川河川敷に植栽することで、植生を回復し、かつてあった環境を取り戻す活動でございます。

昨年春に植付けたカワラナデシコ、ノカラムツ、カワラムツバは順調に成長し、初夏から秋にかけて美しい花を咲かせました。

昨年4月26日には、生物多様性を通じて庄内川の自然環境を子どもたちに知ってもらおうきっかけづくりとして、市内4小中学校にカワラナデシコの苗を配布いたしました。

西枇杷島小学校では、4年生の理科の授業でカワラナデシコについて学び、その後、生徒一人ひとりが校庭の花壇にカワラナデシコを植付けました。7月14日には学校給食センターと連携し、市内3小学校の給食に、カワラナデシコの焼印の入ったせんべいを子どもたちに食べてもらいました。

次に、環境学習活動についてです。

名古屋市出身のアウトドアタレントである鉄崎幹人氏を市内の小学校にお招きして、環境学習会を開催しました。子どもたちは人と生き物のかかわりなどについて熱心に話を聞いていました。

4月30日には春の遠足の一環として新川小学校5年生、92名がみずとびあ庄内を訪れ、河川敷にてキャンプ体験を行いました。飯ごう炊飯にチャレンジし、出来上がったご飯にカレーをかけ、生徒全員で食べました。その後、庄内川に入り、水生生物の捕獲、観察を行うなど、身近にある自然環境に触れる新しい試みの遠足となりました。

6月9日には、第2幼稚園の年長園児38名が水生生物の観察会を行いました。あらかじめ捕獲しておいた水生生物を見たり、触ったりして楽しいひとときを過ごしました。

観察会の後は、児童全員で、水生生物を川に戻してやりました。

8月7日には、庄内川下流の大治町から約20名の児童がみずとびあ庄内を訪れ、庄内川での水生生物の捕獲・調査をはじめ、環境学習会を実施し、協議会も学習会に協力しました。

10月18日には、ふたたび第2幼稚園の年中・年長園児60人がみずとびあ庄内を訪れ、河川敷に生息するバッタなど昆虫の捕獲・観察を行いました。

協議会では、庄内川で活動する他の団体とも連携し、庄内川の自然環境を知ってもらう様々な取

組みを実施しています。地元の小学校や幼稚園には、子どもたちの環境学習に役立つよう水槽や水生生物を提供しています。

毎月第3日曜日に開催される「みずとびあ庄内朝市」と同時に実施される環境学習活動にも協力しています。

次に河川敷の草刈り業務ですが、河川敷の利活用を促進するため、協議会を構成するグループの皆様には河川敷の草刈り業務を委託しております。こちらについては、本年度より試験的に実施しており、まだまだ手探りのところがありますが、来年度以降も引き続き業務をお願いしたいと考えています。

資料の右側に目をお移してください。

次に庄内川上流域との交流です。

庄内川上流域の環境保全が下流域にあたる清須市の環境保全につながることから、流域全体で庄内川の自然環境を考えていく必要があります。現在、協議会では、上流域である恵那市などの自治体と継続的に市民交流を進めていますが、今後もより一層、市民交流を促進する必要があると考えています。協議会は庄内川を拠点に活動するいろいろな団体と連携・協力して上流域との交流事業を進めています。

9月25日には、広報で募集した市民の皆様とともに庄内川の源流である恵那市に伺い、源流の森の健康診断に参加しました。源流域の森の健康状態を確認しながら、上流域の自然環境を保全することの大切さを学びました。

10月29日には、間伐材の有効利用を図るため、西枇杷島中学校文化祭での青空給食で、庄内川上流域の間伐材の割箸を提供しました。なお、生徒が使用した割箸は、すべて回収した後、製紙会社に引き渡し、資源として有効に活用していただきました。

次に活動の情報発信についてです。

協議会では、活動や河川敷の利活用について、幅広く情報発信するため、ニュースレターであるかわまち通信を発行し、市ホームページへ掲載するとともにみずとびあ庄内に設置しています。今年度は7回発行しております。また、本協議会の活動やみずとびあ庄内周辺の利活用については、新聞にも多数掲載していただきました。

市ホームページの市民参加のところに、清須アダプトプログラムの情報とともに協議会のかわまち通信が掲載されていますので、またご覧下さい。

10月24日にはCOP10関連の活動として、愛・地球博記念公園内に新しく建設された地球市民交流センターにおいて、県内各市町の生物多様性に関する取組みに対する事例発表会があり、清須市からは協議会の植生回復活動ならびに環境学習活動について発表を行いました。

このように協議会では、ニュースレターであるかわまち通信の発行や様々な機会を通じて、市内外に情報を発信しています。

最後に庄内川河川敷の利活用についてです。

庄内川河川敷は様々なかたちで利活用が行われています。

資料には主なものについて写真を掲載しました。

昨年の清須越四百年事業の関連では、大規模なコンサートが実施され、大勢の観客がみずとびあ庄内を訪れ、秋の夜長を楽しみました。

11月20日・21日の両日には、愛知芸術大学の学生さんの手作りによるダンボール遊具が河

川敷に設置され、幼児をはじめ大勢の子どもたちが温かみのあるダンボール遊具を楽しみました。

四百年事業以外にも庄内川河川敷では、毎年20万人の人手を数える尾張西枇杷島まつりの花火会場として利用されています。

9月19日には、恒例のりば一ぴあ庄内川2010が開催され、土岐川・庄内川流域の特産品の販売をはじめ河川敷を活用した様々な催しが行われました。また、去年は手間をかけて育てたユリが見事な花を咲かせ、多くの方の目を楽しませてくれました。

最後に、庄内川河川敷における利活用の施設整備についてご報告いたします。

1つ目は、みずとぴあ庄内及び周辺河川敷の交流拠点及び防災拠点としての機能を高め、環境保全や循環型社会について広く情報発信するための施設として、洗浄循環型エコ・バイオ水洗トイレを設置しました。設置にともないトイレの機能を広く周知するための啓発看板もあわせて設置しました。

次に、みずとぴあ庄内及び周辺河川敷の交流拠点としての機能と防災拠点としての機能を高めるためみずとぴあ庄内施設内に災害対応自動販売機と災害用浄水器を設置しました。災害時には、現地対策本部の皆さん及び市民の皆さんの飲物として提供させていただきます。

庄内川を活かした地域づくりの事例紹介については、以上のとおりです。

様々な市の取組みなどをご紹介させていただきましたが、今後も緑の基本計画に基づき、様々な施策を展開してまいります。

今回、計画策定に携わっていただきました皆様におかれましては、今後とも本市緑に関するまちづくりにご理解、ご協力をお願いさせていただきます。議題の2つ目である清須市における緑の動向等についてのご説明を終わらせていただきます。

●河邑委員長

ご苦労様でした。只今、清須市が取組んでみえる施策等についてご紹介いただきまして、今回策定されました緑の基本計画が実現されて行くものとの確信が持てました。何か、今のご説明についてご意見等はございますか。

●小川（興）委員

非常によくやられていると感じました。特に感心したのは4番目の庄内川を生かした地域づくりについてですね。今後も是非このようなことを継続してやっていっていただきたいですね。

●河邑委員長

愛知県から来ていただいております高木様、全体を通じて何かご意見がありましたらよろしくお願ひします。

●高木課長補佐

緑の基本計画のほうも、今日ご説明のあった取組みのほうも非常に盛りだくさんで、いろんなことに取組んでみえる事に感心しました。愛知県の方でも、先ほどご説明ございましたように「あいち森と緑づくり事業」をやっております、皆様からいただいた県民税を活用してやっておりますので、是非清須市内で、先ほどの試算で、清須市内で払ってみえる税金が示されましたので、でき

れば全部清須市で取返すような取組みをやっていたらいいかなと感じました。その一つの取組みとして公園の芝生化から手をつけられるということなので、いいことだと感じました。先日の愛知県知事選挙で新知事が就任されましたが、そのマニフェストの中に都市の緑を増やすというようなことが項目としてあがっていて、今日ありましたようなことも一つずつ実現に向けてやっていただきたいと感じました。もう一つ、知事のマニフェストの中に美濃街道という言葉が出てきて、美濃街道の宿場町を整備していくというようなことが書いてありましたので、是非清須市さんと一緒になってどのようなことができるかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●河邑委員長

ありがとうございました。浅井様、何かございますか。

●浅井課長補佐

清須市さんもいろいろな取組みをやってみえますが、尾張建設事務所も、又、他の市町の方々もいろいろ知恵を絞って緑づくりをやってみえます。あいち森と緑づくり事業も平成21年からの事業なので、21年度は施策的にも少なかったのですが、今年度は2年目ということで徐々にいろいろなものが生まれてきています。例えば一つ紹介させていただきますと、東郷町に愛知池というのがありまして、そこの近くの公園で植樹を町民の皆さんに参加していただいてやられましたが、県内のそれぞれの市に「市の木」があると思いますが、そういうものを植えるなどして公園づくり、森づくりを徐々に進めていこうという事例もあります。周辺市町の先進事例も参考にいただき、いろいろな事業を活用していただいて、少しでも緑が増えるように取組んでいただけたら良いと思っております。

4 閉会

●河邑委員長

ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。無いようですので、これで第4回策定委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●佐藤課長

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては1年間の長期間にわたりご審議をいただき大変ご苦労様でございました。おかげをもちまして「清須市緑の基本計画」策定することができました。心よりお礼を申し上げます。なお、成果品につきましては3月中に皆様のお手元に届くように対応させていただきますので、よろしく願いいたします。最後に私どもの宣伝のような時間をとらせていただきましたが、温かいお言葉もいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、第4回清須市緑の基本計画策定委員会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。